

生駒市規則第 15 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 5 条を加える。

(条例第 3 条第 3 項の適用除外職員)

第 3 条の 2 条例第 3 条第 3 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第 17 条の規定により短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
- (3) 条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める職員

(条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り等の基準)

第3条の3 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第3条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第5条第3項及び第16条第2項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下同じ。）を行う場合には、条例第3条第3項に規定する申告（次条第1号の申告を除く。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、市長が別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの1週間につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。
- (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。
- (4) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、生駒市職員服務規程（昭和44年3月生駒市訓令甲第2号）第4条に規定する休憩時間を除いて連続するように、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。
- (5) 始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。

(条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り等の変更)

第3条の4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

(1) 条例第3条第3項に規定する申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

(2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振りの変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、市長が別に定めるところにより変更するとき。

(条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り等の申告)

第3条の5 条例第3条第3項の規定による申告は、第3条の3に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに希望する始業及び終業の時刻を明らかにして行わなければならない。

(単位期間)

第3条の6 条例第3条第3項の規則で定める期間は、月の初日から末日までの1月とする。

第4条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第5条第1項中「第5条」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「同条第1項」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第3項中「、週休日の振替（条例第5条）」を「、週休日の振替等（条例第5条第1項）」に、「同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること」を「同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること又は条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定により勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること」に改め、「以下この項」の次に「、第7条第2項及び第30条」を加え、「（同条）を」（条例第5条第1項）に改め、「を条例第5条」を「を同項」に改め、「をいう。以下この条」の次に「、第7条第2項及び第30条」を加え、「振替又は」を「振替等又は」に改

め、「（以下「週休日の振替等」という。）」を削り、「おいて、週休日」の次に「又は勤務時間を割り振らない日（条例第３条第３項及び第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定による勤務時間を割り振らない日という。第１６条第２項において同じ。）」を、「第３条第２項」の次に「若しくは第３項」を加える。

第７条に次の１項を加える。

２ 任命権者は、条例第３条第３項の規定により勤務時間を割り振らない日を設定、若しくは勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等若しくは半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

第７条の２中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第８条第２項中「条例第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）」を「休日」に改める。

第１１条の２中「（法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」及び「（条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第１６条第２項中「週休日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第３０条中「週休日の振替等」の次に「若しくは半日勤務時間の割振り変更」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「という。)」の次に「並びに同条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間等を割り振らない日」を加え、「日数を差し引いた」を「合計日数を差し引いた」に改める。

第16条第2項第10号中「から週休日」の次に「並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間法第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。